



住民税務課・住民生活課より

家庭用生ごみ処理機購入費の一部を補助します

家庭用ごみの軽量化と堆肥などへの資源化を促進するための家庭用生ごみ処理機の購入費用の一部を補助します。

対象となる機器は、町内の店舗で購入した電気式生ごみ処理機で、**補助額は購入費用の2分の1、または30,000円のいずれか安い額**です。なお、処理後の生ごみは、今までと同じように生ごみ袋に入れて出すか、燃やせるごみと一緒に出しても構いません。補助金には限りがありますので、申請される方は早めにお問い合わせください。

※補助を受けられる人は、町内に在住する町税等に滞納のない人です。

生ごみ処理機の購入
補助金は平成30年度まで!



お問い合わせ先 (本庁) 住民チーム ☎ 0994-22-3039 (支所) 民生チーム ☎ 0994-25-2511

合併処理浄化槽設置費の一部を補助します

町では、合併処理浄化槽を新たに設置する場合に、費用の一部を補助金として交付します。設置前に住民税務課までお問い合わせください。

なお、町内業者と町外業者では補助金額が異なりますのでご注意ください。各人槽に対する補助金は右記のとおりです。

※ () 内の金額は、単独処理浄化槽を撤去して、合併処理浄化槽に入れ替える場合の補助金額

※「農業集落排水整備事業」の実施区域は対象外です。
※補助金は予算の範囲内で実施します。予算額に達した場合は終了となりますので事前にご確認ください。

人槽区分	補助金額	
	町内業者施工	町外業者施工
5人槽	432,000円 (532,000円)	382,000円 (482,000円)
6～7人槽	514,000円 (614,000円)	464,000円 (564,000円)
8～10人槽	648,000円 (748,000円)	598,000円 (698,000円)

お問い合わせ先 (本庁) 住民チーム ☎ 0994-22-3039 (支所) 民生チーム ☎ 0994-25-2511

軽自動車税の減免申請は5月1日まで!

軽自動車等の所有者(納税義務者)の方で障害者本人(ただし、18歳未満の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の場合は、その方と生計を共にする方を含みます。)は軽自動車税の減免申請が受けられます。

※ 障害者お一人につき1台です。(すでに、普通自動車の減免を受けている場合は減免されません。)

※ 車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」等と記載されているものも減免の対象となります。

※ 障害等の区分や等級によっては減免を受けられない場合がありますので、本庁住民税務課または支所住民生活課までお問い合わせください。



【申請に必要な物】

- 1 車検証
- 2 免許証
- 3 印鑑
- 4 軽自動車税納付書(納めていないもの)
- 5 手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳)
- 6 マイナンバーの記載されている書類(マイナンバーカード、通知カード、住民票のいずれか)

お問い合わせ先 (本庁) 税務チーム ☎ 0994-22-3037 (支所) 税務地籍チーム ☎ 0994-25-2511